

東京大学大学院薬学系研究科薬科学専攻における修士の学位論文に係る評価に

当たっての基準

1. 学位論文が満たすべき基準

修士の学位論文は、下記の審査項目全てについて必要とされる水準に達していると認められ、さらに、申請者が薬科学に関する高度な研究遂行・課題解決能力と豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

2. 審査委員の体制

修士論文提出者 1 名に対して 2 名の教員が査読委員として修士論文を審査する。審査委員は教育会議の議を経て決定する。

3. 審査の方法

修士論文の提出の可否について、指導教員による予備審査を受ける。提出を可とされた者は、修士論文を提出して審査を受ける。審査委員は、下記の審査の項目について審査を行う。また、最終試験として、申請者は修士論文発表会にて口頭発表し、本研究科担当教員の試問を受ける。最終的に教育会議の議を経て学位授与の可否が決定される。

4. 審査の項目

以下の項目を審査する。

4-1. 法令、研究倫理の遵守

- ・研究倫理や関連する法令を遵守していること。
- ・必要に応じて学内の関連する委員会の承認を得ていること。

4-2. 論文の体裁

- ・題目ならびに要旨が研究内容を適切に表していること。
- ・研究背景、方向、結果、考察など、適切な項目を立てて明快な論理構成が取られていること。
- ・図表が適切に示されていること。

4-3. 研究目的

- ・薬科学あるいは関連領域における研究の背景と目的が適切に記述されていること。

4-4. 先行研究の理解と引用

- ・関連する先行研究を適切に引用していること。

4-5. 研究方法

- ・目的を達成するための適切な方法が取られていること。

- ・研究成果を再現するのに必要な情報を含んでいること。

4－6．結果および結論の妥当性

- ・結果が明確かつ適切に記述されていること。
- ・方法や結果が結論を導くのに十分な内容を含んでいること。

4－7．研究成果の意義

- ・新規性ならびに独創性があること。
- ・薬学あるいは関連領域において、学術的または社会的に意義を有すること。

東京大学大学院薬学系研究科薬科学専攻における博士（薬科学）の学位論文に

係る評価に当たっての基準

1. 学位論文が満たすべき基準

博士（薬科学）の学位論文は、下記の審査項目全てについて必要とされる水準に達していると認められ、さらに、申請者が薬科学に関する最高水準の研究遂行・課題解決能力と豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

2. 審査委員の体制

博士論文提出者 1 名に対して 5 名以上の教員が審査委員として博士論文を審査する。審査委員は教育会議の議を経て決定する。なお、審査のため必要があると認める時は、教育会議の議を経て、他研究科又は学外の教員等を審査委員として追加することができる。主査 1 名は審査委員の互選により選ばれる。

3. 審査の方法

申請者は研究業績発表会にて口頭発表し、博士論文の提出の可否について、本研究科担当教員による予備審査を受ける。予備審査結果を元に指導教員から提出を許可された者は、博士論文を提出して審査を受ける。審査委員は、下記の審査の項目について審査を行う。また、最終試験として、申請者は各審査委員から試問を受ける。その後、各審査委員により合否が判定され、最終的に教育会議の議を経て学位授与の可否が決定される。

4. 審査の項目

以下の項目を審査する。

4-1. 法令、研究倫理の遵守

- ・研究倫理や関連する法令を遵守していること。
- ・必要に応じて学内の関連する委員会の承認を得ていること。

4-2. 論文の体裁

- ・題目ならびに要旨が研究内容を適切に表していること。
- ・研究背景、方向、結果、考察など、適切な項目を立てて明快な論理構成が取られていること。
- ・図表が適切に示されていること。

4-3. 研究目的

- ・薬科学あるいは関連領域における研究の背景と目的が適切に記述されていること。

4-4. 先行研究の理解と引用

- ・ 関連する先行研究を適切に引用していること。

4-5. 研究方法

- ・ 目的を達成するための適切な方法が取られていること。
- ・ 研究成果を再現するのに必要な情報を含んでいること。

4-6. 結果および結論の妥当性

- ・ 結果が明確かつ適切に記述されていること。
- ・ 方法や結果が結論を導くのに十分な内容を含んでいること。

4-7. 研究成果の意義

- ・ 新規性ならびに独創性があること。
- ・ 薬学あるいは関連領域において、学術的または社会的に意義を有すること。

東京大学大学院薬学系研究科薬学専攻における博士（薬学）の学位論文に係る

評価に当たっての基準

1. 学位論文が満たすべき基準

博士（薬学）の学位論文は、下記の審査項目全てについて必要とされる水準に達していると認められ、さらに、申請者が薬学に関する最高水準の研究遂行・課題解決能力と豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

2. 審査委員の体制

博士論文提出者 1 名に対して 5 名以上の教員が審査委員として博士論文を審査する。審査委員は教育会議の議を経て決定する。なお、審査のため必要があると認める時は、教育会議の議を経て、他研究科又は学外の教員等を審査委員として追加することができる。主査 1 名は審査委員の互選により選ばれる。

3. 審査の方法

申請者は研究業績発表会にて口頭発表し、博士論文の提出の可否について、本研究科担当教員による予備審査を受ける。予備審査結果を元に指導教員から提出を許可された者は、博士論文を提出して審査を受ける。審査委員は、下記の審査の項目について審査を行う。また、最終試験として、申請者は各審査委員から試問を受ける。その後、各審査委員により合否が判定され、最終的に教育会議の議を経て学位授与の可否が決定される。

4. 審査の項目

以下の項目を審査する。

4-1. 法令、研究倫理の遵守

- ・研究倫理や関連する法令を遵守していること。
- ・必要に応じて学内の関連する委員会の承認を得ていること。

4-2. 論文の体裁

- ・題目ならびに要旨が研究内容を適切に表していること。
- ・研究背景、方向、結果、考察など、適切な項目を立てて明快な論理構成が取られていること。
- ・図表が適切に示されていること。

4-3. 研究目的

- ・薬学あるいは関連領域における研究の背景と目的が適切に記述されていること。

4-4. 先行研究の理解と引用

- ・関連する先行研究を適切に引用していること。

4－5．研究方法

- ・目的を達成するための適切な方法が取られていること。
- ・研究成果を再現するのに必要な情報を含んでいること。

4－6．結果および結論の妥当性

- ・結果が明確かつ適切に記述されていること。
- ・方法や結果が結論を導くのに十分な内容を含んでいること。

4－7．研究成果の意義

- ・新規性ならびに独創性があること。
- ・薬学あるいは関連領域において、学術的または社会的に意義を有すること。